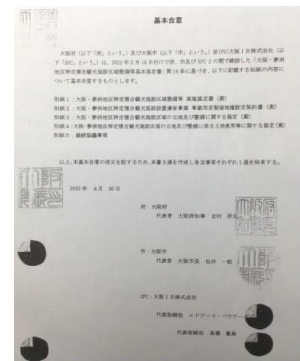


## なぜ大阪 IR 推進局は公文書を隠し続けるのか

すでにレポートで紹介したように、昨年 10 月 19 日に「大阪・夢洲地区特定観光施設区域整備等基本協定書第 14 条に基づく大阪府、大阪市及び大阪 IR 株式会社の基本合意」を公開請求した。1 ヶ月遅れで非公開決定通知書と部分公開決定通書が同時に届いた。コピー代 20 円を振り込んで入手したのが写真の「基本合意」である。記載されている実施協定書案や契約書案などの別紙はすべて非公開であった。



こんな情報公開に腹が立ち、不服審査請求しているが、結果が出るのに 1 年かかるといふ。こんな制度・体制に不服を申し立てたいが、弁護士さんらと IR 推進局担当者と 20 日に「協議」することにした。市役所のつもりなのが、咲洲庁舎まで出向くことになった。時間がないのでタクシーで行ったが、平日の大阪港から咲洲周辺の渋滞を実感できた。

IR 推進局担当者は 3 人であり、最初からガードを固めた感じであった。弁護士から一つの請求に対して、なぜ非公開決定と部分公開決定を二つ出したのか。一つの公文書ではないのか、文書の取り扱いなどについて質問した。公文書と情報公開に関わる基本的なことも答えられないようで、時間ばかりが過ぎていったが、注目すべき発言もいくつかあった。写真の公文書の表紙にあたるものと、別紙の 1 から 5 を分けた点について、こうして公文書を分けることは、大阪市のほうで「恣意的にできる」。別紙は黒塗りにすることも検討したが、それだと「ボリューム感」が分かってしまうので、全面的に非開示にした。相手方の IR 事業者のことを考えて非開示とした、などなど。

3 人の担当者のなかでも、私の前に座っていた担当者は横柄な態度であり、だんだん腹が立ってきた。大阪市にやましいことがなければ、市民に情報を開示するのは当然でないか、と怒りを込めて発言した。とにかく IR 推進局に出向いて、担当者と顔を合わせて「抗議」と「協議」ができたことは、それなりの意味があった。

なお、住民訴訟の「被告ら準備書面 1」に次のように書かれているので紹介しておく。「別紙は、いずれも協議・交渉の途中段階のものであり、現状開示することは予定していない。この点、大阪府及び大阪 SPC は、区域認定後には、本件実施協定の締結について IR 整備法第 13 条第 2 項に基づく国交大臣の認可を受ける必要があるところ、大阪府・市では、大阪 SPC との協議・交渉を踏まえた最終段階の情報として、当該認可申請に先立ち、(1)本件実施協定、本件事業用定期借地権設定契約及び立地協定の骨子(案)並びに(2)IR 事業の実施に係る IR 事業用地の契約不適合責任や本件土地関連責任に関する大阪市での負担等についての具体的な規定内容(案)を公表する予定である。

読みとりにくい文章だが、とにかく別紙は開示しないようだ。今後を注視したい。

(2023 年 2 月 23 日)